

出外形管理基準及び規格値

現行(令和4年版)						改定(令和5年版)						試験の標準等による補償	改定理由						
品質管理基準及び規格値(案)						品質管理基準及び規格値(案)													
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験標準等による補償	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験の標準等による補償	改定理由	
1	モルタル・コンクリート(転圧コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工後試験	必須	ASTM C109による強度実定値	JIS A 504-2013	設計基準強度	構造コンクリート構築及びバルコニー壁等については、その他の構造物については、各種設計図書に規定する構造物単位とし、各種設計図書に規定する。また、強度公差、初期強度が設計基準強度を下回った場合は、1回の試験結果が設計基準強度の98%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を必要とする。材料齢28日～91日間に試験を行う。	0	4	モルタル・コンクリート(転圧コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	6	ASTM C109による強度実定値	JIS A 504-2013	設計基準強度	構造コンクリート構築及びバルコニー壁等については、その他の構造物については、各種設計図書に規定する構造物単位とし、各種設計図書に規定する。また、強度公差、初期強度が設計基準強度を下回った場合は、1回の試験結果が設計基準強度の98%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を必要とする。材料齢28日～91日間に試験を行う。	0	鉄筋コンクリート構築及びバルコニー壁等の試験・頻度の記載の追加		
4	プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	コンクリートの強化剤配合率	原則0.3%以下	1回/月以上 (強化剤量の多い等の場合1回以上/週)		0	4	プレキャストコンクリート製品(その他)	必須	コンクリートの強化剤配合率	原則0.3%以下	1回/月以上 (強化剤量の多い等の場合1回以上/週)			0	訂正	
4	プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5304 JIS A 5308	1回/月以上及び地層が変わった場合。		0	4	プレキャストコンクリート製品(その他)	その他	骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	1回/月以上及び地層が変わった場合。			0	2020制定規格の追加
4	プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	その他	骨材の粒度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5304 JIS A 5308	1回/月以上及び地層が変わった場合。		0	4	プレキャストコンクリート製品(その他)	その他	骨材の粒度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	1回/月以上及び地層が変わった場合。			0	2020制定規格の追加
14	アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	仕様 表3.1.17による。	* 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 * 小規模以下の工事：施工前	0	14	アスファルト舗装	必須	フィラー(線形分布右側)の粒度試験	JIS A 5008	仕様 表3.1.17による。	* 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 * 小規模以下の工事：施工前	* 中規模以上の工事とは、管理回を揃った上で管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合は該当する。 * 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1) 舗装：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合計が100㎡以上のもの		0	JIS A 5008の箇所のみ追加
14	アスファルト舗装	材料	必須	フィラーの水分会試験	JIS A 5008	1%以下	* 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 * 小規模以下の工事：施工前	0	14	アスファルト舗装	必須	フィラー(線形分布右側)の水分会試験	JIS A 5008	1%以下	* 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 * 小規模以下の工事：施工前	* 中規模以上の工事とは、管理回を揃った上で管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合は該当する。 * 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1) 舗装：施工面積が1,000㎡を超えるもの 2) アスファルト舗装：同一配合の合計が100㎡以上のもの		0	JIS A 5008の箇所のみ追加
14	アスファルト舗装	舗装現場	必須	温度測定(初期乾拓)	温度計による。	10℃以上	舗装完成の記録は、1日6回(午前・午後各3回)	0	14	アスファルト舗装	舗装現場	必須	温度測定(初期乾拓)	温度計による。	10℃以上	混合物の種類によって乾拓しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合料を使用する場合、湿度の異なるローラーを使用する場合などは、所定の記録の得が得られる範囲で、適切な温度を設定		0	
11	転圧コンクリート	製造(プラント)	その他	ミキサの練成性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 コンクリートの練成性能試験	コンクリートの練成性能試験	工場開始前及び工事1回/年以上。	0	11	転圧コンクリート	製造(プラント)	その他	ミキサの練成性能試験	バッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 コンクリートの練成性能試験	コンクリートの練成性能試験の場合：コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の骨量材量の偏差率：0.5%以下 圧縮強度の偏差率：1.0%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンスタンタシール(スラング)の偏差率：15%以下		0		

出来形管理基準及び規格値

現行(令和4年版)						改定(令和5年版)												
品質管理基準及び規格値(案)						品質管理基準及び規格値(案)												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	
品質管理基準及び規格値(案)						品質管理基準及び規格値(案)						試験成績等による評価	改定理由					
18	アスファルト舗装	材料	必須	アフィナーの粒度試験	JIS A 5008	従来 表3.1.11による。	アスファルト舗装	材料	必須	アフィナー(細粒石を含む)の粒度試験	JIS A 5008	舗装(土)従来 表3.1.11による。	アスファルト舗装	材料	必須	アフィナー(細粒石を含む)の粒度試験	JIS A 5008	舗装(土)従来 表3.1.11による。
<p>*中規模以上の工事：施工前、材料変更時 *小規模以下の工事：施工前</p> <p>*中規模以上の工事とは、管理区を圍った工事で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が4,000㎡以上の場合は該当する。 *小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる程度の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1)施工面積で、900㎡以上10000㎡未満で使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上1,000㎡未満(コークリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 2)距離：施工面積が1,000㎡を超えるもの 3)アスファルト舗装：同一配合の合計が1000以上のもの</p>						<p>*中規模以上の工事とは、管理区を圍った工事で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が4,000㎡以上の場合は該当する。 *小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる程度の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1)施工面積で、900㎡以上10000㎡未満で使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上1,000㎡未満(コークリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 2)距離：施工面積が1,000㎡を超えるもの 3)アスファルト舗装：同一配合の合計が1000以上のもの</p>						○		JIS A 5008の箇所のみ加筆				
19	アスファルト舗装	材料	必須	アフィナーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	アスファルト舗装	材料	必須	アフィナー(細粒石を含む)の水分試験	JIS A 5008	1%以下	アスファルト舗装	材料	必須	アフィナー(細粒石を含む)の水分試験	JIS A 5008	1%以下
<p>*中規模以上の工事：施工前、材料変更時 *小規模以下の工事：施工前</p> <p>*中規模以上の工事とは、管理区を圍った工事で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が4,000㎡以上の場合は該当する。 *小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる程度の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1)施工面積で、900㎡以上10000㎡未満で使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上1,000㎡未満(コークリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 2)距離：施工面積が1,000㎡を超えるもの 3)アスファルト舗装：同一配合の合計が1000以上のもの</p>						<p>*中規模以上の工事とは、管理区を圍った工事で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が4,000㎡以上の場合は該当する。 *小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる程度の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1)施工面積で、900㎡以上10000㎡未満で使用する基礎及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上1,000㎡未満(コークリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 2)距離：施工面積が1,000㎡を超えるもの 3)アスファルト舗装：同一配合の合計が1000以上のもの</p>						○		JIS A 5008の箇所のみ加筆				
22	吹付工	材料	その他	JIS A 1102 マープ表示されたガイオミクストコンクリートを使用する場合は除く	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び補修が完了した場合	吹付工	材料	その他	JIS A 1102 マープ表示されたガイオミクストコンクリートを使用する場合は除く	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び補修が完了した場合	吹付工	材料	その他	JIS A 1102 マープ表示されたガイオミクストコンクリートを使用する場合は除く	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び補修が完了した場合
○						○						○		2020制定規格の追加				
23	吹付工	材料	その他	JIS A 1109 マープ表示されたガイオミクストコンクリートを使用する場合は除く	規格値：圧入以上 骨材の吸水率：3.0%以下 骨材の吸水率：3.0%以下 (骨砕・砕石、高圧スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については薬量を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び補修が完了した場合	吹付工	材料	その他	JIS A 1109 マープ表示されたガイオミクストコンクリートを使用する場合は除く	規格値：圧入以上 骨材の吸水率：3.0%以下 骨材の吸水率：3.0%以下 (骨砕・砕石、高圧スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については薬量を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び補修が完了した場合	吹付工	材料	その他	JIS A 1109 マープ表示されたガイオミクストコンクリートを使用する場合は除く	規格値：圧入以上 骨材の吸水率：3.0%以下 骨材の吸水率：3.0%以下 (骨砕・砕石、高圧スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については薬量を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び補修が完了した場合
○						○						○		2020制定規格の追加				
24	吹付工	施工	その他	強化繊維量規制	コンクリートの耐久性 原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が年ごとと年ごととでは異なる場合は、年ごとに1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が規定の繊維量の規程値の1/2以下の場合は、年毎の試験を省略することができる。(試験の測定回数に該当する)試験の判定は箇所の測定値の平均値。	吹付工	施工	その他	強化繊維量規制	コンクリートの耐久性及び向上：仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	吹付工	施工	その他	強化繊維量規制	コンクリートの耐久性及び向上：仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下
<p>*小規模工種で1工種当りの総使用量が90㎡未満の場合は1工種以上の試験、またはガイオミクストコンクリート工種の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が90㎡以上の場合は、90㎡ごとに1回の試験を行う。 *骨材：骨砕石を使用する場合は、骨砕石の強化繊維含有率(試験方法：JIS C 5002-2018、JIS C 5003-2018)または指定引張強さの規定により行う。 *用心鉄筋等有さない無筋構造物の場合は省略できる。 *小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、橋脚(掘削打保、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、舗装工(長さ160以上)、掘削工、構内、構外、水溝(内径0.6以上)、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに関する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>						<p>*小規模工種で1工種当りの総使用量が90㎡未満の場合は1工種以上の試験、またはガイオミクストコンクリート工種の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が90㎡以上の場合は、90㎡ごとに1回の試験を行う。 *骨材：骨砕石を使用する場合は、骨砕石の強化繊維含有率(試験方法：JIS C 5002-2018、JIS C 5003-2018)または指定引張強さの規定により行う。 *用心鉄筋等有さない無筋構造物の場合は省略できる。 *小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、橋脚(掘削打保、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、舗装工(長さ160以上)、掘削工、構内、構外、水溝(内径0.6以上)、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに関する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>						○		訂正				
25	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JISCE F 901-2013	吹付日に1回以上行う。 *小規模工種で1工種当りの総使用量が90㎡未満の場合は1工種以上の試験、またはガイオミクストコンクリート工種の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が90㎡以上の場合は、90㎡ごとに1回の試験を行う。 *小規模工種については、強化繊維量規制の項目を参照	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JISCE F 901-2013	吹付日に1回以上行う。 *小規模工種で1工種当りの総使用量が90㎡未満の場合は1工種以上の試験、またはガイオミクストコンクリート工種の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が90㎡以上の場合は、90㎡ごとに1回の試験を行う。 *小規模工種については、強化繊維量規制の項目を参照	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JISCE F 901-2013	吹付日に1回以上行う。 *小規模工種で1工種当りの総使用量が90㎡未満の場合は1工種以上の試験、またはガイオミクストコンクリート工種の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が90㎡以上の場合は、90㎡ごとに1回の試験を行う。 *小規模工種については、強化繊維量規制の項目を参照
○						○						○		改定				
26	現場吹付工事	材料	その他	JIS A 1102 マープ表示されたガイオミクストコンクリートを使用する場合は除く	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び補修が完了した場合	現場吹付工事	材料	その他	JIS A 1102 マープ表示されたガイオミクストコンクリートを使用する場合は除く	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び補修が完了した場合	現場吹付工事	材料	その他	JIS A 1102 マープ表示されたガイオミクストコンクリートを使用する場合は除く	設計図書による	工事開始前、工事中1回/月以上及び補修が完了した場合
○						○						○		2020制定規格の追加				

出米形管理基準及び規格値

現行(令和4年版)				改定(令和5年版)													
品質管理基準及び規格値(案)				品質管理基準及び規格値(案)													
工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験結果等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験結果等による確認	改定理由	
20	現場沢付法	材料	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	総乾密度: ±3.0以上 骨材の吸水率: 3.0%以下 骨材の吸水率: 3.0%以下 (骨材: 高炉スラグ骨材、フェロニックススラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については別項を参照)	工事開始前、工事1回/月以上及び地盤が変化した場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第一種: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第二種: フェロニックススラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第三種: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第四種: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○	現場沢付法	材料	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	総乾密度: ±3.0以上 骨材の吸水率: 3.0%以下 骨材の吸水率: 3.0%以下 (骨材: 高炉スラグ骨材、フェロニックススラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については別項を参照)	工事開始前、工事1回/月以上及び地盤が変化した場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第一種: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第二種: フェロニックススラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第三種: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第四種: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○	2020制定規格の追加
21	現場沢付法	施工	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 JIS A 5013 JIS A 5014	設計図書による	①標準: 18N/4cm以上 (特種28) ②小規模工種等では適宜の骨材使用量に工業で使用するものと同じコンクリート(60kgの試料)を製作し、現場で7日及び28日間放置後、60kgのコブを取り取りキャプションを行う。1回/5試料 (47-3試、428-3試、4) とする。	JIS A 1107 JIS A 1108 JIS A 5013 (コンクリート用スラグ骨材-第一種: 高炉スラグ骨材) JIS A 5014 (コンクリート用スラグ骨材-第二種: フェロニックススラグ骨材)	○	現場沢付法	施工	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 JIS A 5013 JIS A 5014	設計図書による	①標準: 18N/4cm以上 (特種28) ②小規模工種等では適宜の骨材使用量に工業で使用するものと同じコンクリート(60kgの試料)を製作し、現場で7日及び28日間放置後、60kgのコブを取り取りキャプションを行う。1回/5試料 (47-3試、428-3試、4) とする。	JIS A 1107 JIS A 1108 JIS A 5013 (コンクリート用スラグ骨材-第一種: 高炉スラグ骨材) JIS A 5014 (コンクリート用スラグ骨材-第二種: フェロニックススラグ骨材)	○	誤字 「JSCF F」→「JSCF-F」
22	現場沢付法	施工	骨材の乾燥収縮率	骨材の乾燥収縮率: 0.05以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがった場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が乾燥収縮率の規格値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数に3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	①小規模工種等では適宜の骨材使用量に工業で使用するものと同じコンクリート(60kgの試料)を製作し、現場で7日及び28日間放置後、60kgのコブを取り取りキャプションを行う。1回/5試料 (47-3試、428-3試、4) とする。	JIS A 1107 JIS A 1108 JIS A 5013 (コンクリート用スラグ骨材-第一種: 高炉スラグ骨材) JIS A 5014 (コンクリート用スラグ骨材-第二種: フェロニックススラグ骨材)	○	現場沢付法	施工	骨材の乾燥収縮率	骨材の乾燥収縮率: 0.05以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがった場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が乾燥収縮率の規格値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数に3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	①小規模工種等では適宜の骨材使用量に工業で使用するものと同じコンクリート(60kgの試料)を製作し、現場で7日及び28日間放置後、60kgのコブを取り取りキャプションを行う。1回/5試料 (47-3試、428-3試、4) とする。	JIS A 1107 JIS A 1108 JIS A 5013 (コンクリート用スラグ骨材-第一種: 高炉スラグ骨材) JIS A 5014 (コンクリート用スラグ骨材-第二種: フェロニックススラグ骨材)	○	訂正
23	道路土工	施工	骨材の乾燥収縮率	骨材の乾燥収縮率: 0.05以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがった場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が乾燥収縮率の規格値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数に3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	①小規模工種等では適宜の骨材使用量に工業で使用するものと同じコンクリート(60kgの試料)を製作し、現場で7日及び28日間放置後、60kgのコブを取り取りキャプションを行う。1回/5試料 (47-3試、428-3試、4) とする。	JIS A 1107 JIS A 1108 JIS A 5013 (コンクリート用スラグ骨材-第一種: 高炉スラグ骨材) JIS A 5014 (コンクリート用スラグ骨材-第二種: フェロニックススラグ骨材)	○	道路土工	施工	骨材の乾燥収縮率	骨材の乾燥収縮率: 0.05以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがった場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が乾燥収縮率の規格値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数に3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	①小規模工種等では適宜の骨材使用量に工業で使用するものと同じコンクリート(60kgの試料)を製作し、現場で7日及び28日間放置後、60kgのコブを取り取りキャプションを行う。1回/5試料 (47-3試、428-3試、4) とする。	JIS A 1107 JIS A 1108 JIS A 5013 (コンクリート用スラグ骨材-第一種: 高炉スラグ骨材) JIS A 5014 (コンクリート用スラグ骨材-第二種: フェロニックススラグ骨材)	○	誤字 「ドライカビリティ」→ 「ドライカビリティ」
24	道路土工	施工	骨材の乾燥収縮率	骨材の乾燥収縮率: 0.05以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがった場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が乾燥収縮率の規格値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数に3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	①小規模工種等では適宜の骨材使用量に工業で使用するものと同じコンクリート(60kgの試料)を製作し、現場で7日及び28日間放置後、60kgのコブを取り取りキャプションを行う。1回/5試料 (47-3試、428-3試、4) とする。	JIS A 1107 JIS A 1108 JIS A 5013 (コンクリート用スラグ骨材-第一種: 高炉スラグ骨材) JIS A 5014 (コンクリート用スラグ骨材-第二種: フェロニックススラグ骨材)	○	道路土工	施工	骨材の乾燥収縮率	骨材の乾燥収縮率: 0.05以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがった場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が乾燥収縮率の規格値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数に3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	①小規模工種等では適宜の骨材使用量に工業で使用するものと同じコンクリート(60kgの試料)を製作し、現場で7日及び28日間放置後、60kgのコブを取り取りキャプションを行う。1回/5試料 (47-3試、428-3試、4) とする。	JIS A 1107 JIS A 1108 JIS A 5013 (コンクリート用スラグ骨材-第一種: 高炉スラグ骨材) JIS A 5014 (コンクリート用スラグ骨材-第二種: フェロニックススラグ骨材)	○	誤字 「ドライカビリティ」→ 「ドライカビリティ」
25	コンクリートダム	材料	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	総乾密度: ±3.0以上 骨材の吸水率: 3.0%以下 骨材の吸水率: 3.0%以下 (骨材: 高炉スラグ骨材、フェロニックススラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については別項を参照)	工事開始前、工事1回/月以上及び地盤が変化した場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第一種: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第二種: フェロニックススラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第三種: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第四種: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○	コンクリートダム	材料	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	総乾密度: ±3.0以上 骨材の吸水率: 3.0%以下 骨材の吸水率: 3.0%以下 (骨材: 高炉スラグ骨材、フェロニックススラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については別項を参照)	工事開始前、工事1回/月以上及び地盤が変化した場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第一種: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第二種: フェロニックススラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第三種: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第四種: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○	2020制定規格の追加

出来形管理基準及び規格外

現行(令和4年版)					改定(令和5年版)														
品質管理基準及び規格外(案)					品質管理基準及び規格外(案)														
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験の頻度等による補償	改定理由		
29	コンクリートダム	施工	必須	塩化物量検査	コンクリートの耐久性向上	0.050、0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が年単位で年毎にまたがる場合は、年毎に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物量検査の規格外(1/2)以下の場合は、年毎の試験を省略することができる。(1/2試験の測定回数とは別として)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・骨材に塩砂を使用する場合は、以下の工程を除く工程とする。(橋台、橋脚、伏屋(橋脚打保、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ16m以上)掘削工、橋脚、橋脚、水門(内橋梁0.6m以上)、護岸、ダム及び堤防、トンネル、護岸、その他これらに類する工種及び特設仕様書で指定された工種)	29	コンクリートダム	施工	必須	塩化物量検査	コンクリートの耐久性向上 仕様書	0.050、0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が年単位で年毎にまたがる場合は、年毎に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物量検査の規格外(1/2)以下の場合は、年毎の試験を省略することができる。(1/2試験の測定回数とは別として)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・骨材に塩砂を使用する場合は、以下の工程を除く工程とする。(橋台、橋脚、伏屋(橋脚打保、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ16m以上)掘削工、橋脚、橋脚、水門(内橋梁0.6m以上)、護岸、ダム及び堤防、トンネル、護岸、その他これらに類する工種及び特設仕様書で指定された工種)		訂正
29	コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案) (平成16年9月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工し、2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超過する場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造後に改善を指示し、その後の配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、押込機、水車等の器具を用い、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を越えた場合は1回(2回)再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は3回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	29	コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案) (平成16年9月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超過する場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造後に改善を指示し、その後の配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、押込機、水車等の器具を用い、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を越えた場合は1回(2回)再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は3回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。		セミコンローコン				
29	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのクラック試験	JIS A 1123	3回1ヶ月前及び6箇月に調査が認められる場合に行う。		29	コンクリートダム	施工	その他	コンクリートのクラック試験	JIS A 1123	設計図書による	3回1ヶ月前及び6箇月に調査が認められる場合に行う。		規格名称と整合		
29	橋上コンクリート(DAM)	材料	JIS A 1102	設計図書による	JIS A 1102	設計図書による		29	橋上コンクリート(DAM)	材料	JIS A 1102	設計図書による	JIS A 1102	設計図書による			2020制定規格の追加		
29	橋上コンクリート(DAM)	材料	JIS A 1109	設計図書による	JIS A 1109	設計図書による		29	橋上コンクリート(DAM)	材料	JIS A 1109	設計図書による	JIS A 1109	設計図書による			2020制定規格の追加		
29	橋上コンクリート(DAM)	施工	必須	単位水量測定	レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案) (平成16年9月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工し、2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超過する場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造後に改善を指示し、その後の配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、押込機、水車等の器具を用い、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を越えた場合は1回(2回)再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は3回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。		29	橋上コンクリート(DAM)	施工	必須	単位水量測定	レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案) (平成16年9月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超過する場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造後に改善を指示し、その後の配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、押込機、水車等の器具を用い、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を越えた場合は1回(2回)再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は3回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。		セミコンローコン			
29	橋上コンクリート(DAM)	施工	必須	塩化物量検査	コンクリートの耐久性向上	0.050、0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が年単位で年毎にまたがる場合は、年毎に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物量検査の規格外(1/2)以下の場合は、年毎の試験を省略することができる。(1/2試験の測定回数とは別として)試験の判定は3回の測定値の平均値。	29	橋上コンクリート(DAM)	施工	必須	塩化物量検査	コンクリートの耐久性向上 仕様書	0.050、0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が年単位で年毎にまたがる場合は、年毎に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物量検査の規格外(1/2)以下の場合は、年毎の試験を省略することができる。(1/2試験の測定回数とは別として)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に塩砂を使用する場合は、「塩砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JIS C-502-2018、503-2018)または設計図書の規定により行う。		訂正	
29	橋上コンクリート(DAM)	施工	必須	コンクリートの強度検査	JIS C 504-2013	設計図書規定	強度は100%以上1箇所に1箇所以上、1箇所につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合は、コアによる試験結果が設計基準強度の90%以上となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を併せて実施。試験結果は1ヶ月前に試験を行う。	29	橋上コンクリート(DAM)	施工	必須	コンクリートの強度検査	JIS C 504-2013	設計図書規定	強度は100%以上1箇所に1箇所以上、1箇所につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合は、コアによる試験結果が設計基準強度の90%以上となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を併せて実施。試験結果は1ヶ月前に試験を行う。	再調査の平均値が、市定の強度の範囲内でない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計基準強度の90%を下回った場合は、コアによる試験結果が設計基準強度の90%以上となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を併せて実施。試験結果は1ヶ月前に試験を行う。		鉄筋コンクリート強度及びひびくずれの試験・頻度の記載の追加	

出外形管理基準及び規格値

現行(令和4年版)						改定(令和5年版)						試験の検査等による確認	改定理由					
品質管理基準及び規格値(案)						品質管理基準及び規格値(案)												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績基準による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験の検査等による確認	改定理由
31	吹付けコンクリート(NATO)	施工	塩化物含量規制	コンクリートの耐久性向上	0.003-0.04以下	吹付けコンクリートの打設が年単位または半年ごとの場合は、事前に1回コンクリート打設に付いて、その試験結果が塩化物含量の規制値の1/2以下の場合、年毎の試験を省略することができる。(1試験の測定回数とは別とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	※材料指定を使用する場合は、「塩化物イオン含有率試験方法」(JIS E-302-2018, 303-2018) または設計図書の規定により行う。	○	31	吹付けコンクリート(NATO)	施工	塩化物含量規制	コンクリートの耐久性向上 任意	0.003-0.04以下	吹付けコンクリートの打設が年単位または半年ごとの場合は、事前に1回コンクリート打設に付いて、その試験結果が塩化物含量の規制値の1/2以下の場合、年毎の試験を省略することができる。(1試験の測定回数とは別とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	※材料指定を使用する場合は、「塩化物イオン含有率試験方法」(JIS E-302-2018, 303-2018) または設計図書の規定により行う。	○	訂正
31	吹付けコンクリート(NATO)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程 JSC E F 561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の95%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3回の試験体の試験値の平均値)	※材料指定を使用する場合は、「塩化物イオン含有率試験方法」(JIS E-302-2018, 303-2018) または設計図書の規定により行う。	○	31	吹付けコンクリート(NATO)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程 JSC E F 561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の95%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3回の試験体の試験値の平均値)	※材料指定を使用する場合は、「塩化物イオン含有率試験方法」(JIS E-302-2018, 303-2018) または設計図書の規定により行う。	○	訂正 「JSC E F」→「JSC E-F」
33	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工仕様 3-3-2 (4) による。 * 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 * 小規模以下の工事：施工前	* 中規模以上の工事とは、管理図を揃えた上での管理が可能ない工事を含む。舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合は該当する。 * 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を含む。同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1. 施工面積で、300㎡以上1000㎡未満 2. 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500㎡以上1,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 距離：施工面積が1,000㎡を超えるものがアスファルト舗装(同一配合の合計が100㎡以上のもの)	○	33	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラー(舗装用石状フィラー)の粒度試験	JIS A 5008	舗装施工仕様 3-3-2 (4) による。 * 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 * 小規模以下の工事：施工前	* 中規模以上の工事とは、管理図を揃えた上での管理が可能ない工事を含む。舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合は該当する。 * 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を含む。同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1. 施工面積で、300㎡以上1000㎡未満 2. 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500㎡以上1,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 距離：施工面積が1,000㎡を超えるものがアスファルト舗装(同一配合の合計が100㎡以上のもの)	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆
33	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下 * 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 * 小規模以下の工事：施工前	* 中規模以上の工事とは、管理図を揃えた上での管理が可能ない工事を含む。舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合は該当する。 * 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を含む。同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1. 施工面積で、300㎡以上1000㎡未満 2. 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500㎡以上1,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 距離：施工面積が1,000㎡を超えるものがアスファルト舗装(同一配合の合計が100㎡以上のもの)	○	33	排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラー(舗装用石状フィラー)の水分試験	JIS A 5008	1%以下 * 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 * 小規模以下の工事：施工前	* 中規模以上の工事とは、管理図を揃えた上での管理が可能ない工事を含む。舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合は該当する。 * 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を含む。同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 1. 施工面積で、300㎡以上1000㎡未満 2. 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500㎡以上1,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) 距離：施工面積が1,000㎡を超えるものがアスファルト舗装(同一配合の合計が100㎡以上のもの)	○	JIS A 5008の箇所のみ加筆